

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 - 関東201 - 1
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 東海財務局長
 【提出日】 平成25年 8 月28日
 【会社名】 株式会社大垣共立銀行
 【英訳名】 The Ogaki Kyoritsu Bank, Ltd.
 【代表者の役職氏名】 取締役頭取 土屋 嶠
 【本店の所在の場所】 岐阜県大垣市郭町 3 丁目98番地
 【電話番号】 (0 5 8 4) 7 4 - 2 1 1 1 (代表)
 【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 境 敏幸
 【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀 2 丁目 6 番 1 号
 株式会社大垣共立銀行 東京事務所
 【電話番号】 (0 3) 3 5 5 2 - 8 0 9 3 (代表)
 【事務連絡者氏名】 東京事務所長 青木 義実
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 15,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	平成24年11月15日
効力発生日	平成24年11月23日
有効期限	平成26年11月22日
発行登録番号	24 - 関東201
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 30,000百万円
(30,000百万円)

（注）残額は券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社大垣共立銀行 名古屋支店
 （名古屋市中区栄 3 丁目 6 番 1 号）
 株式会社大垣共立銀行 東京支店
 （東京都中央区八丁堀 2 丁目 6 番 1 号）
 株式会社大垣共立銀行 大阪支店
 （大阪市中央区本町 3 丁目 5 番 7 号）
 株式会社東京証券取引所
 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）
 株式会社名古屋証券取引所
 （名古屋市中区栄 3 丁目 8 番 20 号）

（注）東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社大垣共立銀行第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金15,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	<p>1．平成25年9月5日から平成30年9月4日まで 年0.88%</p> <p>2．平成30年9月4日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに1.89%を加算した ものとする。</p>
利払日	毎年3月4日及び9月4日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日（以下「期限前償還期日」という。））までこれをつけ、平成26年3月4日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各4日（以下「支払期日」という。）にその日までの前半年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 平成25年9月5日から平成30年9月4日までの間において半年間に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割をもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>(4) 平成30年9月4日の翌日以降の各利息計算期間（本欄第2項に定義する。以下同じ。）について、各社債権者が各口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。）に保有する各社債の金額の総額（以下「各社債の金額の総額」という。）について支払われる利息金額は、各社債の金額の総額に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>(5) 償還期日後（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日後。）は利息をつけない。</p> <p>(6) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)6．劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p>

	<p>2. 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、支払期日の翌日から次回の支払期日までの各期間を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない、以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(円預金の英国銀行協会ライブレートを表示するロイターの3750頁またはその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオフアード・レート(小数点以下第5位を四捨五入する、以下「6ヶ月ユーロ円ライブ」という。)に別記「利率」欄第2項に定める所定のスプレッドを加算したものとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる時は、その翌日、以下「利率決定日」という。)に当行がこれを決定する。</p> <p>(2) 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライブがロイター3750頁に表示されない場合もしくはロイター3750頁が利用不能となった場合には、当行は、利率決定日にすべての利率照会銀行(その利率基準日の前日(ロンドンにおける銀行休業日にあたる時は、その前日。))のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁に表示された6ヶ月ユーロ円ライブを算出するために、そのレートを提供し、それが利用された銀行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在の6ヶ月ユーロ円ライブの提示を求め、その算術平均値(上位及び下位各2つを除き、算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライブとする。</p> <p>(3) 本項第(2)号の場合で、当行に6ヶ月ユーロ円ライブを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライブは、当該利率照会銀行の6ヶ月ユーロ円ライブの算術平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)とする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の場合で、当行に6ヶ月ユーロ円ライブを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライブは、当該利率基準日の前日(ロンドンにおける銀行休業日にあたる時はその前日。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁に表示された6ヶ月ユーロ円ライブとする。</p> <p>(5) 当行及び財務代理人は各利息計算期間の開始日から5日以内(利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。)に、本項により決定された本社債の利率を各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>3. 利息の支払場所 別記「(注)12. 元金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年9月4日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成35年9月4日にその残存総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成30年9月4日以降に到来するいずれかの支払期日(別記「利息支払の方法」欄第1項に定義する支払期日をいう。)に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p>

	<p>(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当行は期限前償還期日より前の25日以上60日以内に必要事項を別記「(注)7. 公告の方法」に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 本社債を償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得たうえで、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、これを行うことができる。</p> <p>(6) 本社債の償還については、本項のほか、別記「(注)6. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)12. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年8月28日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年9月4日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当行は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成25年8月28日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

6. 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの。)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第(1)号 を除き本項第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号 乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本項第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

8. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.を除く。)の変更は、本(注)6.第(2)号の規定に反しない範囲でのみなしうるものとし、法令に別段の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本項第(1)号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)7.に定める方法により公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(ただし、社債等振替法第67条第2項に基づき本社債の社債券が発行されている場合は当該社債券。)を当行に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 本(注)7.に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)10.に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	5,300	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	5,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	4,500	
計		15,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
15,000	86	14,914

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額14,914百万円は、貸出金等の一般運転資金に充当する予定であります。その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であり、現時点では未定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第201期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第202期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年8月2日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年8月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年8月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在（平成25年8月28日）においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大垣共立銀行 本店

（岐阜県大垣市郭町3丁目98番地）

株式会社大垣共立銀行 名古屋支店

（名古屋市中区栄3丁目6番1号）

株式会社大垣共立銀行 東京支店

（東京都中央区八丁堀2丁目6番1号）

株式会社大垣共立銀行 大阪支店

（大阪市中央区本町3丁目5番7号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

（注）東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。